

簡単チェックシート！



犬を飼う上で 守らなくてはいけないこと

かんさつ *

すみひょう

鑑札・済票を着けていますか？

- ◆ 飼い犬を登録すると、「鑑札※」が交付されます。また、年1回、狂犬病予防注射を受けさせ、「済票」の交付を受けましょう。
- ◆ 交付された「鑑札※」や「済票」は、迷子にさせないためにも、必ず首輪などに着けてください。
- ◆ 「鑑札※」「済票」を紛失したり、飼い主が変更となった場合などの手続きについては、裏面の区役所衛生課まで御連絡ください。

※ 川崎市では、狂犬病予防法の特例制度により、環境大臣指定登録機関（日本獣医師会）にマイクロチップ情報を登録した飼い犬は、装着した「マイクロチップ」が「鑑札」とみなされます。

(鑑札)

(済票)



狂犬病予防注射済
令和〇年〇月〇日
川崎市

(マイクロチップの登録先)
犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関
公益社団法人日本獣医師会



<https://reg.mc.env.go.jp>

糞・尿の始末してますか？

トイレは？



- ◆ 「糞」や「尿」は自宅で済ませるよう習慣づけましょう。
- ◆ 外でしてしまった場合、「糞」は持ち帰り、「尿」はたっぷりの水で流すなどきちんと始末をしましょう。

鳴き声などで迷惑をかけていませんか？

しつけは？



- ◆ しつけが行き届いていると、周辺地域の方々にも受け入れられやすくなります。

- ◆ 災害など、もしもの時も安心です。

必ずリードをつけていますか？

お散歩は？



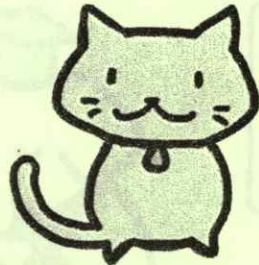
- ◆ 公園や河川敷を含め、犬を放してはいけません。
- ◆ リードは短く持ち、確実に制御できるようにしましょう。
- ◆ もしも飼い犬が、人や他の犬等を咬んでしまった場合には、各区役所衛生課まで届け出してください。

ペットに関する相談・問合せ先

川崎区役所 衛生課	044-201-3222	幸区役所 衛生課	044-556-6681	中原区役所 衛生課	044-744-3271
高津区役所 衛生課	044-861-3322	宮前区役所 衛生課	044-856-3270	多摩区役所 衛生課	044-935-3306
麻生区役所 衛生課	044-965-5164	動物愛護 センター	044-589-7137	健康福祉局 生活衛生担当	044-200-2447

当チラシは、ペットを飼育していない皆様にもお知らせしたいため、ペット飼育を禁止している集合住宅等へも回覧させていただく場合がございます。何卒ご了承ください。

猫を飼っている方 世話をしている方へ



~あなたの知らないところで迷惑をかけていませんか?~

動物は私たちの心を癒してくれますが、飼い主・世話をする人次第で御近所の迷惑となり、地域の大きな問題となってしまいます。猫が嫌われる存在とならないためにも、以下のルールを守って 猫が地域の問題とならないようにしましょう！

1 No! 置き餌

- ・餌の放置は、周りの迷惑となります。
- ・世話をする猫にだけ餌を与え、食べ残しはすぐ片づけましょう。

2 Stop! 繁殖

- ・世話をする猫には、不妊去勢手術をしましょう。
- ・川崎市では猫の不妊去勢手術補助金制度があります。

3 糞尿の処理

- ・猫は決まった場所で糞尿をします。
- ・猫の頭数分のトイレを用意し、糞尿の始末をきちんと行いましょう。

4 周囲へ配慮

- ・野良猫問題を軽減するため、猫の世話や不妊去勢手術を行っていることを説明し、地域の理解を得ましょう。

5 飼い猫は屋内で

- ・自由に外に出すと、猫にとって危険があるだけでなく、近所の迷惑にもなります。
- ・猫は屋内で飼いましょう。

6 所有者明示

- ・猫に迷子札やマイクロチップをつけましょう。
- ・区役所衛生課では迷子札を無料配布しています。

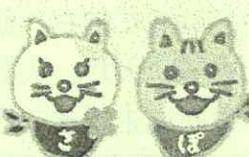
地域猫活動サポーター登録制度をご存じですか？

地域猫活動とは、地域の野良猫による糞や鳴き声などの問題を解決するため、猫を排除するのではなく、地域の方々の理解のもと、ボランティアや地域住民等によって、猫の不妊去勢手術やルールに沿ったエサの管理など、適正に猫を管理していく活動のことです。

今以上に猫を増やさず、猫による被害を減らすことで、地域の生活環境をより良くし、暮らしやすい地域づくりにつなげることを目的とします。

活動地域や管理の対象となる猫を決めて、川崎市に登録すると、以下の支援が受けられます。

- ・サポーター証の発行
- ・不妊去勢手術費用の補助※(メス 8,000円 オス 6,000円)
- ・市動物愛護センターでの不妊去勢手術(無料)
- ・捕獲用ケージの貸出し



川崎市地域猫活動
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000101755.html>



犬や猫の愛護動物の虐待・遺棄(捨てること)は犯罪です。

- ・愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金が科せられます。
 - ・愛護動物を虐待又は遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。
- 暴行を加えるなどの意図的な行為のほか、必要な世話をしない、ケガや病気の治療をせずに放置するなど、やらなければならぬ行為を行わない場合(ネグレクト)も虐待に含まれます。